

選挙事務員等届出書

令和7年6月8日

告示日
(後日提出の場合は提出日)

西尾市選挙管理委員会
委員長 高 須 栄 一 様

西尾市長選挙候補者

氏 名 西尾 太郎

公職選挙法第197条の2第2項の規定により報酬を支給する者を次のとおり
届け出ます。

氏 名	住 所	年 齢	性 別	使 用 す る 者 の 別	使 用 す る 期 間	備 考
寄住 幸子	西尾市寄住町〇〇5番地	35	女	車上運動員	自6月〇日 至6月●日	
一色 三郎	西尾市一色町△△6番地	46	男	事務員	自6月△日 至6月▲日	
吉良 光江	西尾市吉良町□□7番地	57	女	手話通訳者	自6月□日 至6月■日	
幡豆 四郎	西尾市西幡豆町××8番地	68	男	要約筆記者	自6月▽日 至6月▼日	
愛知 福子	◇◇市◇◇町◇◇9番地	29	女	事務員	自6月◇日 至6月◆日	
立候補届出の日から選挙の期日の前日までの間、届け出ることが出来る。 ※ 市長1日 12人以内(延べ60人以内) ※ 市議1日 9人以内(延べ45人以内)						

- 備考
- 「使用する者の別」の欄には、選挙運動のために使用する事務員にあつては「事務員」と、専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者にあつては「車上運動員」と、専ら手話通訳のために使用する者にあつては「手話通訳者」と、専ら要約筆記（同法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者にあつては「要約筆記者」と記載するものとする。
 - 既に届け出た者につき、その者に係る使用する期間中、その者に代えて異なる者を届け出する場合においては、その旨を「備考」欄に記載するものとする。（例えば、何月何日届け出た何某と何月何日から交代）
 - 候補者本人が届け出の場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出の場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。